

1. 経緯

平成12年1月より、敷地内全域において土壌・地下水環境調査を開始した結果、基準値を超えたカドミ、セレン等の数値が検出されたため、その後、継続調査において六価クロムが検出されたため、浄化対策工事計画を策定、これに基づき、敷地内及びグラウンドにおいて浄化対策工事を順次実施中であります。

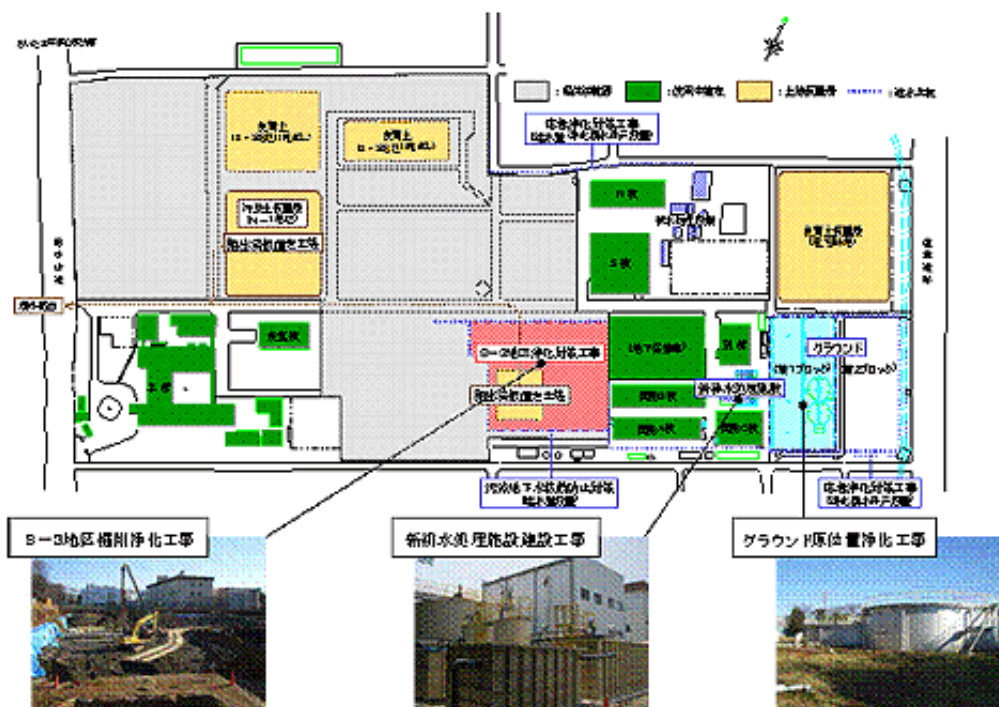
2. 今までの対策工事

○ 平成17年度までの対策工事

- 汚染拡散防止対策（遮水壁の設置、地下水揚水等）
- グラウンド原位置浄化（第1ブロック）
- 仮置き土壌の場外搬出（地下保管庫建設時に発生した土壌約2万m³）

○ 昨年度の対策工事

- S-3地区恒久浄化対策工事：掘削除去法（平成19年3月完了）
- グラウンド原位置浄化工事（調査ボーリングで浄化未完了が確認されたため通水浄化継続中：第2ブロックへの切替工事は中止）
- 新排水処理施設建設工事（平成19年3月完了、現在試運転中）



新排水処理施設建設工事（平成19年3月完了、現在試運転中）

3. 浄化方法の一部変更

今年度以降の浄化対策工事につきましては、浄化レベルの更なる向上を図るため、次の通り、浄化方法を一部変更いたします。

グラウンド原位置浄化：平成22年度以降、原位置浄化法⇒掘削浄化法に切替え。

- 第1ブロックは原位置浄化期間を延長（平成21年度まで）
- 第2ブロックは平成21年度まで現状の通りグラウンドとして使用

(迂回路も現状の通り使用可能：平成21年度まで)

分析方法の変更：掘削しながらの迅速分析⇒工事開始前の公定分析（詳細調査）

掘削範囲の設定：土壤汚染対策法準拠による底面及び側面確定の導入

4. 今年度の浄化対策工事計画

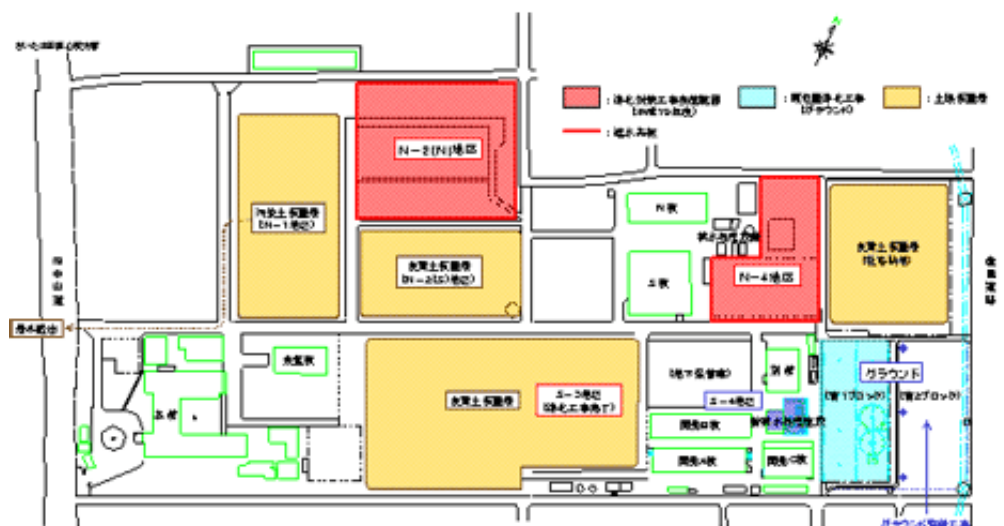
今年度の浄化対策工事（上記2の浄化方法の一部変更に沿って実施）

- 掘削浄化工事の場所（「N-4」・「N-2（N）地区」で下図の赤枠で囲った場所）
- グラウンド原位置浄化工事（引き続き、第1ブロックでの浄化作業を継続）

なお、掘削浄化工事については、騒音・振動対策として住宅街で使用する最新機器を使用し、更に騒音・振動測定を行なうなど、環境対策に十分配慮の上、実施してまいります。

また、グラウンドの「第2ブロック」は、平成21年度までは現状の通りグラウンドとしてご利用頂くこととなりますので、グラウンド整備工事（水はけを良くし利用しやすくするために、水抜き井戸設置と盛り土などを行なう工事）を行なう予定です。

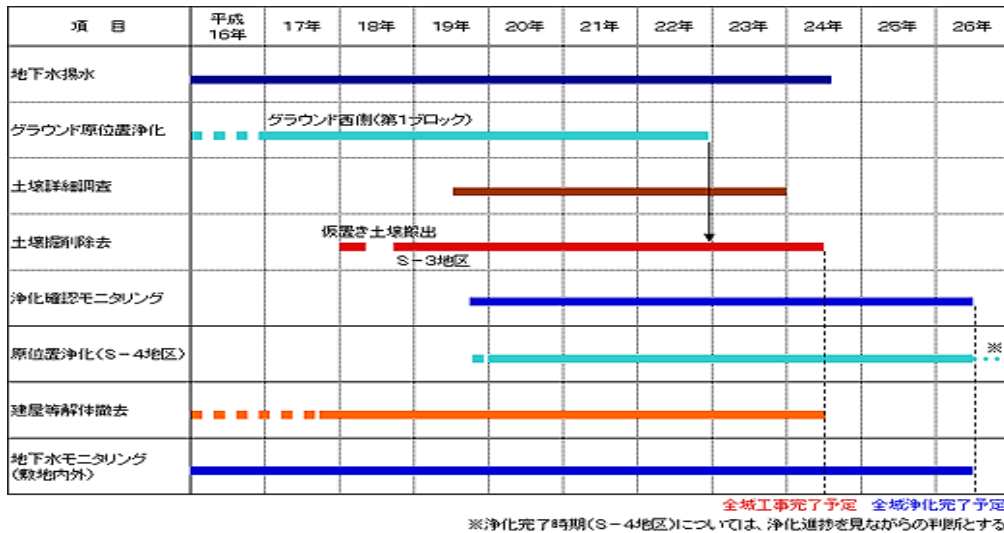
※整備期間中はグラウンド及び迂回路の利用できませんので、ご了承願います。また、整備期間等については決定次第、自治会回覧で通知及び現地に掲示いたします）。



5. 今後のスケジュール

今年度より浄化方法を一部変更いたしますが、工事期間はS-4地区を除き、平成24年に完了する予定です。

※S-4地区内の建家は今後も事業で利用する予定であることから、掘削除去法での浄化は行なわず、通水洗浄による原位置浄化法を行なうこととしています。



■ Q & A

Q1 :

グラウンドの利用はどうなりますか？

A1 :

平成21年度までは、現状の通り東側半分は利用できる予定です（ゲートボール、グラウンドゴルフなどは利用できますが、野球やサッカーの試合はできません）。
 ただし、グラウンド整備工事（水抜き井戸設置等）の期間中は、安全確保のため、グラウンド、迂回路を一時閉鎖いたしますので、ご理解賜りますよう宜しくお願いします（平成22年度からは、西側、東側とも掘削工事を行うため、グラウンド、迂回路とも利用不可となります）。

Q2 :

なぜ、グラウンドの浄化期間を変更するのですか？

A2 :

原位置浄化開始後（西側）、汚染の浄化は着実に進んできましたが、土壌調査の結果、部分的に浄化が未完了の部分があることが確認されました。
 このため、原位置浄化の期間を平成22年度まで延長し、土壌調査後、浄化未完了の場合は、掘削除去法を行うこととします。また、東側につきましても、掘削除去法に変更いたします。

Q3 :

浄化対策工事の作業時間はどうなっていますか？

A3 :

これまでと同じ時間で行わせていただきます。

- 作業時間：午前8時から午後6時まで
- 作業休止日：日曜・祝祭日

Q4 :

浄化工事（掘削除去）で発生する掘削土はどうするのですか？

A4 :

掘削された土壌は構内の土壌置場に仮置きします。その後、汚染土壌は場外搬出し、良質土は埋め戻しに再利用します。埋め戻し工事まで構内に仮置きします。
なお、埋め戻し用良質土壌は量的に不足するために外部から土壌を購入します。

Q5 :

汚染土壌はどこに搬出するのですか？

A5 :

土壌汚染対策法で定める「最終処分場」、「汚染土壌浄化施設」、「セメント工場等での原材料としての利用」において適切に処理処分を行いますが、具体の搬出先については検討中です。